

公 告

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号。以下「法」という。）第６条第１項の規定によって、大規模小売店舗の変更の届出があった。

平成２９年５月８日

海田町長 西 田 祐 三

１ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（１）名称

ユアーズ海田店

（２）所在地

広島県安芸郡海田町窪町４番４３号

２ 変更した事項

（１）大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の指名

（変更前）

名称	代表者	住所	変更年月日・理由
株式会社ユアーズ	代表取締役 根石 紀雄	広島県安芸郡海田町 南堀川町４番１１号	

（変更後）

名称	代表者	住所	変更年月日・理由
株式会社ユアーズ	代表取締役 根石 紀雄	広島市東区二葉の里 三丁目３番１号	平成２８年６月２７日 本店移転

（２）大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

氏名	代表者	住所	変更年月日・理由
株式会社ユアーズ	代表取締役 根石 紀雄	広島県安芸郡海田町 南堀川町４番１１号	平成２４年３月２０日 退店
小草 邦康 （矢野ドラッグ）	—	広島市佐伯区五日市 中央五丁目５	平成２４年３月２０日 退店

（変更後）

小売業者なし

3 届出年月日

平成 29 年 4 月 5 日

4 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成 29 年 5 月 9 日から平成 29 年 9 月 8 日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時 15 分まで

(3) 縦覧場所

海田町役場企画部魅力づくり推進課 安芸郡海田町上市 1 4 番 1 8 号

5 意見書の提出

法第 8 条第 2 項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、町に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

平成 29 年 9 月 8 日

(2) 提出先

海田町役場企画部魅力づくり推進課